

令和3年12月3日

組合員・利用者 各位

邑楽館林農業協同組合
代表理事組合長 江森 富夫

外部調査委員会調査結果の公表ならびに不祥事再発防止策の実践について

当組合は、平成28年に現金紛失による不祥事件が発生して以来、不祥事件の再発防止に取り組んでいるところでありますが、平成5年4月から平成14年3月までに行われた自動車共済の不正契約について、令和元年6月並びに令和2年8月に発覚したことから、要改善JAの再指定を受けました。

度重なる不祥事件が発生する問題点等を含め、客観的な事実認定および原因究明等を目的として、令和3年6月14日、当組合と利害関係のない外部有識者のみで構成される外部調査委員会を設置いたしました。

今般、外部調査委員会における調査が終了しましたので、調査結果の概要を公表させていただきます。

また、外部調査委員会の調査結果に基づき、再発防止策を策定いたしましたので、合わせて再発防止策につきましても公表させていただきます。

今後、当組合は、役職員の強い決意のもと再発防止に向けた取組みを着実に実践し、皆様からの信頼回復に努めて参ります。

以上

I. 外部調査委員会調査結果の概要

1. 調査にあたって注意した点と調査期間等

- (1) 調査は、個人情報の取扱いに十分留意し、公正かつ客観的に事実認定、判断をした。
- (2) 調査は、令和3年6月14日から8月19日の間に実施し、この間に3回の調査委員会を開き、意見の取りまとめ等を行った。

2. 外部調査委員会メンバー

- 委員長 高橋 伸二（弁護士 高橋三兄弟法律事務所 所長）
- 副委員長 岸 篤志（群馬県農政部農政課農協検査指導室 室長）
- 委員 名古 拓磨（弁護士 高橋三兄弟法律事務所 所長）

3. 調査の経緯と内容

- (1) 度重なる不祥事件発生の問題点等の洗出しと不祥事再発防止に向けた提言を行った。
- (2) 直近で発覚した2つの自動車共済の不正契約事件の事実認定等を客観的に実施した。
※上記の不正契約とは、自動車共済に関して不正に等級の高い契約を継承し、本来よりも安価な掛金で加入をしていたもの。

4. ガバナンス態勢等と自動車共済不正契約事件の事実関係の検証結果

- (1) 当JAの内部統制、ガバナンスにかかわる態勢等は、規定、ルールに則り整備がされていた。
- (2) 直近に発覚した2つの自動車共済不正契約事件の実態解明、原因、役職員の責任は、適正に調査がなされ、原因を含め事実関係が明確になっていた。
関係者の処罰も正式な手続きを経たうえで適正に決定されていた。
- (3) 令和元年と令和2年に実施された本件にかかる類似調査は、調査対象や調査方法も適正であり、人的負担、費用面を考慮したうえで十全の対応であった。

5. 職員アンケート、情報提供ホットラインの結果

- (1) 職員アンケートの回収率は91.1%と高く、職員の“より良いJAにしたい”との前向きな気持ちが表れていた。
- (2) 通報または情報提供先として、高橋三兄弟法律事務所へのホットラインを2週間開設したが、情報提供はなかった。

6. 抽出された4つの問題点

(1) 不祥事再発防止策の取組み内容にかかる職員の理解不足

現在取組み中の不祥事再発防止策は全部で81項目と多岐にわたるうえ、平成29年の取組みから長期間経過している。取組みの必要性・目的への理解が十分でないことから取組みの形骸化や無効化が危惧される。

(2) ヘルプライン制度に対する信頼性の欠如

通報・相談窓口がJA内部のみに設置されていることが、ヘルプライン利用の障壁となっている。ヘルプライン制度への信頼度を高める工夫・改善が必要である。

(3) コンプライアンスおよび事務手続等の遵守にかかる意識の希薄さ

職員アンケート結果では、不祥事の原因の1つとしてJA内のコンプライアンス意識が不十分であることが挙げられている。その他の意見からも一部の職員に限定的ではあるが、コンプライアンス及び事務手続を軽視する姿勢が認められた。

(4) 役職員間のコミュニケーション不足

職員アンケートや役員ヒアリングにおいてコミュニケーション不足の認識が高く示された。

7. 問題点に対する再発防止策見直しへの提言

既存の再発防止策は取組項目が81項目と多岐にわたるため、絞り込みを検討すること。なお、再発防止策の見直しの具体策は、抽出された4つの問題点とすべてを俯瞰した1項目の5項目を提言する。

(1) 不祥事再発防止策の取組み目的にかかる理解促進

既存の再発防止策81項目の取組みを絞り込み、新たに策定する再発防止策を職員が腹落ちするまで説明すること。

(2) ヘルプラインの外部窓口設置および適正運用の強化

現在の内部窓口に加えて外部窓口の設置を検討し、対応ルールを定め安心して利用できる制度であることを全職員へ明示すること。

(3) コンプライアンスおよび事務手続等の遵守

職員にも考えさせる工夫をした研修会の開催と事務手続きの遵守の徹底、また、人事ローテーションや部署内のローテーションを適正に行うこと。

(4) 役員の現場巡回によるコミュニケーションの活性化

常勤役員は巡回した際、職員へ積極的に声掛けを行うこと。また、これまでの不祥事を役員から全職員へ伝え、職員からの声に耳を傾け真摯に対応すること。

(5) 定期的な職員アンケートの実施（4項目を俯瞰したもの）

定期的な職員アンケートを実施することで職員の声を拾い上げ、職場環境等の改善状況のモニタリングを実施すること。

今回、当委員会において実施したアンケートでは、記名式であったにも関わらず、組織に対する率直な意見や職員の問題意識、改善提案などが綴られており、当組合の職員として真摯に問題に向き合い、組織として正常な状態に戻したいという強い意欲が感じられた。このことは、91.1%という高い回答率からもうかがい知れる。

役員として職員の思いを一旦受け止めて、できるものから改善・対応に着手すべきである。現在、自主申告書という形で職員の声を聴いているが、自主申告書とは異なる視点も取り入れた職員アンケートの実施を提案する。

<外部調査委員会が期待すること>

当委員会による前記の提言がJ A 邑楽館林の不祥事再発防止策に反映されるとともに、役員の強い指導力をもって、かつ役職員一体となってこれらが粘り強く実践され、改革に取り組み、役職員が誇りを持てる職場となることを強く期待する。

以 上

II. 不祥事再発防止策の概要

外部調査委員会からの調査結果(不祥事再発防止に向けて提言された内容を踏まえ)に基づき策定した不祥事再発防止策40項目の概要は、下表のとおりとなります。

概 要	
大項目	取組項目
I 再発防止に向けたガバナンスの整備	・ 不祥事再発防止における進捗管理の徹底
II コンプライアンス意識の向上	・ 法令等遵守に向けた役職員の意識改革
III 適切な人事管理の実施	・ 人事ローテーション・連続職場離脱の適正実施
IV 監査体制の充実・強化	・ 内部監査の確実な取組み
V 内部牽制体制の強化	1 自主検査体制の整備
	2 事務指導態勢の強化
	3 共済事業内部統制の確立
	4 経済事業内部統制の確立
	5 再発防止策取組結果の確認 (職員の理解度、意識向上等)

以 上